

1 議 事 日 程（初日）

[平成20年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成20年6月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 平成19年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第2号 平成19年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第6 | 報告第3号 平成19年度太宰府市水道事業会計予算繰越について |
| 日程第7 | 報告第4号 平成19年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について |
| 日程第8 | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |
| 日程第9 | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について |
| 日程第10 | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について |
| 日程第11 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第13 | 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第14 | 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第15 | 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第2号）） |
| 日程第16 | 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第17 | 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第2号）） |
| 日程第18 | 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について |
| 日程第19 | 議案第52号 太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第53号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第54号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第55号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第56号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に |

ついて

日程第24 議案第57号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-----|----|
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
|-----|------|----|-----|-----|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

| | | | |
|------------------|------|----------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち 推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋 |
| 会計管理者併 上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長 | 木村和美 | 税務課長 | 新納照文 |
| 福祉課長 | 宮原仁 | 国保年金課長 | 木村裕子 |
| 都市計画課長 | 神原稔 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 施設課長 | 大江田洋 | 教務課長 | 井上和雄 |
| 生涯学習課長 | 古川芳文 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
|--------|------|------|------|

書 記 伊 藤 剛
書 記 花 田 敏 浩

書 記 淺 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成20年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

13番、清水章一議員

14番、安部 陽議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第7まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成19年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第7、報告第4号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」までを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第2回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用の中ご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、6月定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

まず初めに、ここ数年国内外におきまして災害が数多く発生をし、自然の猛威を思い知らされているところでございますけれども、先月にはミャンマーでのサイクロンや中国四川省を震源地とする大地震など、史上まれに見る大規模な自然災害が続きました。特に、中国四川省を震源地とする大地震では、本市の総人口にほぼ相当する6万人を超える方が亡くなられ、また今なお多くの方々が行方不明になっていると聞き及んでおります。被災地の皆様の災害からの早期の復興を心から願うばかりでございます。本市といたしましては、微力ではございますが市役所を初めとする市内の各公共施設に募金箱を設置いたしまして市民の皆様のご支援をお願いし、国際社会のお役に立てばと願っているところでございます。

本市も、平成15年7月に局地的な集中豪雨に見舞われました。とうとい人命が失われ、家屋の全・半壊など市民の皆様の財産等に大きな被害を受けたところでございます。これから梅雨時期を迎えるわけでございますが、この豪雨災害でありますとか地震災害を過去のものとして風化させることなく、今後も点検、見直しを常に行いながら、安全で安心なまちづくりに努めてまいり所存でございます。

次に、文化財保存修復学会第30回記念大会の開催についてでございます。

この大会は、我が国の文化財保存と修復にかかわる研究に対する発表や意見交換の場として開催されておりまして、回を重ね、第30回の記念大会を迎えました。この記念大会が5月16日から18日までの3日間にわたりまして、本市の中央公民館と九州国立博物館の2会場で開催をされました。全国各地より学会会員や文化財に関心のある方々、総勢500名を超える参加のもと盛会裏に終了し、太宰府市の歴史と国立博物館を生かしたまちづくりを参加者の方々にもお伝えできたのではないかなと思っております。

さて、私が昨年4月の統一地方選挙におきまして市民の皆様方の多くのご支援をいただきま

して市長に当選させていただいて早いもので1年が経過をいたしました。本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち太宰府」の実現に向けまして一生懸命努力をいたしました。

今後の市政運営につきましても、今年1月より実施しております「市長と語ろう～未来の太宰府・ふれあい懇談会」におきまして、市民の皆様の率直なご意見やご提言をいただいておりますので、「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、私はもとより全職員一丸となって市政に反映できるように全力を傾けてまいりたいと思っております。市民の皆様を初め議員各位のご理解とご協力を、そしてご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告7件、人事案件1件、専決処分6件、住居表示設定1件、条例の一部改正6件、補正予算3件、合わせて24件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げたいと思います。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第4号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第1号「平成19年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明を申し上げます。

平成19年度の繰越明許費は、計8件の事業について設定しておりましたけれども、繰越額が確定しましたので報告をさせていただきます。

繰越総額は2億6,922万154円で、財源内訳は国庫補助金や市債などの特定財源が1億9,323万1,811円で、一般財源が7,598万8,343円でございます。

次に、報告第2号「平成19年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明を申し上げます。

平成19年度につきましては、公共用地の取得事業と都市計画関連事業の2件の事故繰越しを行っております。繰越総額は262万7,324円でございます。

次に、報告第3号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成19年度の建設改良費の配水施設費のうち、雨水管渠築造に伴う配水管布設替工事1件、総額450万円の繰り越しを行っております。

次に、報告第4号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成19年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、汚水管渠築造工事1件、雨水管渠築造工事等3件、雨水管渠築造工事に伴う補償金4件、雨水幹線実施設計業務委託3件、下水道設計図書管理業務委託1件、計12件、総額3億2,423万円の繰り越しを行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 今、市長から説明がありまして、特に第3号と第4号のかかわりのある部分も、第3号の部分が入っております。なぜこういう下水道事業会計の繰越状況というのは説明が出されておりますが、坂本雨水管渠第19-1工区、同じく第19-2工区、それから補償関係もありますが、ここの部分について4,051万7,000円、こういう下水道部分について繰り越しになっております。それで、この地元協議が日数を要したというのと、それから関連事業のための繰越事業という形ですが、どういう特徴点があつて4,051万7,000円も繰り越しになったのか。これが平成20年度の部分について、もう出納閉鎖は5月31日で終了しておりますし、当然これは平成20年度の部分の中に入ってくるのかというのが1点です。

それから、報告第4号の一番下のほうに、北谷地区汚水幹線の工事として、当初2億3,000万円計上しておりました。議会もこれを認めておりましたが、全額ははっきり言って翌年度繰り越しになっております。こういう状況の中で、地元負担金として1,000万円計上されております。ここについては、今日まで下水道の布設が困難だという形で以前から10人合併槽など様々な、北谷の火葬場の関係がありまして、そういう制度を活用しておりました。その後、これは北谷区との地元協議、協定に基づくものもありますが、なぜ2億3,000万円も、はっきり言って計画ルート、取り付け管、地元協議に不測の日数を要したと理由のもとになっておりますが、余りにも大きな金額を翌年度繰り越し、こういう状況の中で、しかも財源については損益留保資金を充てるということは、下水道の減価償却などの財源を充てていくということで、唯一ここでは北谷地区の受益者負担金について1,000万円が計上されております。この内容も含めて説明をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 上下水道部長。

○上下水道部長(古川泰博) 報告第4号、第3号も水道関係がございますが、第4号につきましては坂本雨水管渠第19-1の築造工事に伴いますものが1番目から8番目でございます。この件につきましては、坂本の丸山病院がございますが、その下のところの水路の改修と、それから3号線のところにあります、坂本の交差点がございますが、そのところの3号線沿いに雨水幹線がございます。その分の築造工事の分でございます。この分につきましては、地元といろいろ協議を行った中で平成19年度には工事が完了しないということで繰り越すものでござ

います。

それから、ご質問の北谷地区污水管渠築造工事でございますが、この分につきましては平成20年、平成21年度の工事ということで計画をいたしておりましたが、平成19年度末ごろ県のほうから前倒しで補助金を平成19年度につけてほしいということがありましたもんですから、平成19年度の予算に上げまして、それを繰り越すという形でないと平成19年度中には工事は当然できませんので、繰り越すという形をとりながら県のほうと協議を行ってきた結果、繰り越しという形になったものでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、まずこの坂本の部分については、平成20年度にはまず解決をするのかというのが1点です。具体的に3号線をまたぐことにもなると思いますが、これだけの部分について当然地元協議が不測の日数を要したということですが、日数を要して解決をし、平成20年度には着工ができるのかどうかというのが1点目です。

それから、北谷については具体的にありませんでしたが、この火葬場の協定に基づく問題がありました。これとのかかわりがいいのかどうかというのが報告があっておりません。それと同時に、この地方債、国庫補助金について1億9,000万円という大変な金額があるわけですが、平成19年、平成20年、平成21年という形で、この国庫補助の部分については変更がない。おまけに、受益者負担金としてこの1,000万円については必ず受益者負担金として収入の見込みがあるのかどうか。先ほどから言いますように、北谷には大変火葬場の問題がありまして協定がありましたが、協定とのかかわりがなく、こういう受益者負担金が納付されるのかどうかというのを、再度、質疑の回答を求めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 坂本雨水幹線の工事につきましては、丸山病院の下になりますが、坂本の旧道になります、そこにつきましては、既に着工いたしております。

それから、その関連で3号線沿いの雨水幹線につきましても平成20年度中には完成をしたいと思っておりますし、当然梅雨どきということがございますので、そういうことを考慮しながら工事を進めていっております。

それから、北谷の分でございますが、北谷の下水道につきましては、当然火葬場の条件整備ということがございます。それで、北谷地区につきましては、那珂川に処理場を計画されておりましたが、その分が最終的には建設をしないという決定がありましたもんですから、時期的には平成20年度、平成21年度に工事をできるという状況になったものですから、その期間の中で工事を進めていきたいと。平成20年度、もう既に設計、それから地元説明、そういうものにつきましても終わりました、設計ができて地元を担当の者が、いろんな条件がございますので、そういうものの協議をさせていただいております。

それから、受益者負担金につきましては、当然時期的に早くなりましたので、受益者負担分につきましても地元と協議をさせていただいた中で負担をしていただくということで考えてお



ります。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 報告第5号から報告第7号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成19年度決算及び平成20年度の事業計画並びに予算について報告するものでございます。

まず、平成19年度の事業と決算について報告いたします。

公有地取得事業では、高雄・中央通り線道路改良事業用地及び（仮称）梅ヶ丘公園広場新設事業用地の取得を行っております。また、処分として、高雄・中央通り線道路改良事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入1,128万4,238円に対しまして、収益的支出は1,311万2,983円となり、差し引き182万8,745円の当期純損失を生じております。

次に、平成20年度の事業計画についてでございますけれども、公有地取得事業では現在のところ具体的に公社による取得を依頼されているものはございません。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成19年度の事業と決算について報告をいたします。

事業といたしましては、広報啓発事業として会報の発行など広く協会事業の紹介を行い、国際交流促進事業としてPTA等が行った自主的交流活動を支援いたしました。また、国際交流事業として例年同様アジア太平洋子ども会議の子ども大使の受け入れ、太宰府市民政庁まつり

参加、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーの集いを開催するとともに、新たな取り組みといたしまして国際交流サロンを開催し、市民の交流の場を設けました。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の運用収入280万円及び会費収入41万円のほか、前年度繰越額を合わせ合計が696万4,514円となっております。支出につきましては、自主事業費及び一般管理費を合わせて378万2,687円で、繰越額が318万1,827円となっております。

次に、平成20年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成19年度同様に広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業の継続として実施し、市民団体の自主的交流活動を支援していきまるとともに、アジア太平洋子ども会議の子ども大使の受け入れほか、市民と外国人との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定にいたしております。

予算につきましては、収入として526万7,000円を見込み、支出として自主事業費を134万5,000円、一般管理費を392万2,000円見込み、一般管理費のうち予備費として57万1,000円を計上をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」報告を申し上げます。

まず、平成19年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、10施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント、展示事業等の開催及び主催事業や他団体の開催事業の情報収集と提供を行ったところでございます。この結果、文化施設とスポーツ施設を合わせ、全施設の利用者数は約65万8,000人と、多くの方に利用をしていただきました。今後も多様化する市民のニーズにこたえるため、施設の管理、運営により一層の力を注いでまいりたいと思っております。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、指定管理料収入、補助金収入、施設利用料収入、自主事業収入等を合わせまして、2億9,755万5,608円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費等を合わせ、合計2億6,269万9,109円で、差し引き3,485万6,499円となっております。

次に、平成20年度の事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業として、あるいはスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の文化施設と北谷運動公園の5施設で、合計196の教室や講座、イベント等を計画をいたしております。

次に、予算につきましては、5施設指定管理料収入と自主事業収入や施設利用料収入等を合

わせ、一般会計として収入2億6,221万円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で、収入と同額を計上をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告を申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第11、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員定数6名に対しまして、現在1名の欠員を生じております。このため、築地原洋子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるためにご提案を申し上げる次第でございます。

築地原氏は、平成11年4月から5年間、市内の小・中学校のPTA役員として会計、副会長等の要職を歴任され、学校とPTA会員とのパイプ役として教育環境の諸問題解決に向けて取り組んでこられました。また、平成9年から子ども会育成会連合会の要職を務められるなど、地域社会の発展とともに、子供の健全育成に向けて尽力をされておられ、人権擁護委員として十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から日程第14、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第45号から議案第47号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されまして、同日から施行されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきます。

改正の主な内容を申し上げますと、まず個人住民税においては、寄附金控除の方法が所得控除方式から税額控除方式になります。さらに、寄附金控除の上限額を総所得金額の25%から30%に引き上げ、下限額につきましても10万円から5,000円に引き下げて、控除額を大きくしています。なお、地方公共団体に対する寄附金につきましても、10%の税額控除に加え、5,000円を引いた残りの90%につきましても住民税の所得割額の1割までであれば所得税で控除された額と合わせて全額を控除することになります。この改正は、平成21年度分以後の個人住民税について適用をされます。

次に、上場株式等の譲渡益・配当について、本来住民税5%、所得税15%と合わせて20%となっていた税率を、平成15年から平成20年までは住民税3%、所得税7%と合わせて10%としていた軽減税率を廃止することになります。なお、経過措置として平成21年から2年間は500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当につきましても軽減税率が適用されます。

また、個人住民税につきましても、公的年金からの特別徴収が平成21年10月から開始されることとなります。

次に、固定資産税について、既存住宅に係る省エネ改修についての軽減措置が創設をされまして、新築住宅の軽減措置についても2年延長となっております。

以上が主な改正の内容でございます。

次に、議案第46号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことによりまして専決処分をさせてい

ただいたものでございます。

改正の内容につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税について現在の医療分と介護保険分に加えて、後期高齢者支援金等課税額分を新設いたしております。

内訳を申し上げますと、所得割額が前年の所得から基礎控除額33万円を引いた額の100分の1.8に、被保険者均等割額が1人当たり6,500円に、世帯別平等割額が同じく6,500円になっております。

なお、後期高齢者支援金等課税額分の限度額は12万円となっております。

以上が改正の内容でございます。

次に、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことによりまして専決処分をさせていただいておるものでございます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第12から日程第14までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変こういう地方税法の改正案については本来議会で審議をすべきところですが、専決処分をされておりますので、ここで反対討論させていただきたいと思いません。

議案第45号専決処分の太宰府市税条例の一部を改正する条例については、平成20年4月30日、参議院で採決されないために衆議院はみなし否決されたとして再議決されたものです。内容については、一部評価すべきものもありますが、道路特定財源を10年間延長することやふるさと納税制度を成立させたこと、一方株式等取引譲渡損益通算制度を導入し、500万円以下

の譲渡益については引き続き10%の税率とする優遇税制であります。本来は20%が税率ですが、株式を取引する金融資産を持つ富裕層に対する優遇措置を広げる内容であります。また、公益法人は一般法人同様の課税対象になりましたが、現在認可されている法人については2013年まで非課税となっております。住宅の省エネ改修についての減税制度も設けられておりますが、一番問題なのは年金から個人住民税の特別徴収制度が導入されることとなります。年金から既に所得税が引かれており、その上介護保険料に加え、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が特別徴収されます。本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに対して、年金を生活の主たる収入としている受給者に対する大変な負担があります。この条例をもとに関連する様々な市民負担が強まることとなりますので、専決処分に反対の態度を表明し、討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第45号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対2名 午前10時43分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 3月議会でこの後期高齢者医療制度のことについて周知についていろいろ質問させていただきましたけども、あのときは75歳以上の該当される方に対する周知について質問いたしましたが、今回それを含めて現役世代にもかなりかかわってくるということで、私は多くの市民にお伺いするとですね、現役世代がこの支援料を負担しなきゃいけないということを知らない方が非常に多いんですね。ましてや、平等割、均等割で0歳児の赤ちゃんからこれ支援料かかりますから、そういったことを世帯主の方がご存じないというケースが非常に多いんですけども、こういった今回改革に伴ってですね、世帯主全員ですから、これは今後も周知されていく予定はあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 後期高齢者医療制度、いわゆる長寿保険につきましては、広報等毎月掲載しながらその周知を図っておるところでございますが、窓口等においてもパンフレット等十分用意しております。なお一層周知に努めてまいります。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第46号太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分の承認を求めることについて反対討論いたします。

3月議会でもこの国民健康保険税条例改正については反対討論をいたしておりました。近隣自治体の中で高い、均等割、平等割ともに2万5,200円、支援金は0.1%高く、均等割、平等割で近隣より1,000円の差が出てきております。小計で筑紫野市よりも3,400円高くなっております。介護分としては5,000円も大野城市と比較して高くなっております。大野城市と比較して1万400円の格差があります。市広報でも市民に知らせていますが、60歳夫婦だけの年間所得、夫100万円、妻50万円で控除額33万円、足しますと66万円ですが、この150万円から66万円を差し引き、支援金や介護分を含めると国民健康保険税が年額20万9,900円になると市の広報で説明しております。年間収入の14%が国民健康保険税、またそれ以外には市民税や固定資産税含めると年間150万円の収入で20%近くが税額という状況になるわけです。

本来、国民健康保険は一般会計から繰り入れを行っている自治体もたくさんあります。負担を軽くするなど対応をとるべきですが、この国民健康保険税の内容、条例改正は、所得の低い市民ほど負担が強まる結果になっておりますので、専決処分に対する国民健康保険税の条例改正について反対をいたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号を承認することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第46号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対2名 午前10時47分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第47号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15号から日程第17号まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第15号、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第2号))」から日程第17、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第2号))」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第48号から議案第50号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第2号))」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は予想を上回る療養給付費の伸びに伴いまして、支払いに対します歳出予算が不足をいたしましたために、歳入及び歳出予算にそれぞれ5,041万5,000円を追加をし、予算総額を65億6,930万円とする専決処分を平成20年3月28日付でさせていただいたものでございます。

次に、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(専決第1号))」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年3月分医療費の支払いに4,815万5,465円の不足が生じたために、歳入歳出それぞれ4,815万6,000円を追加し、予算総額を5億5,856万円とする専決処分を平成20年5月16日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、例年と比較いたしまして医療費が大幅に伸びたことにより生じたものでございます。



この不足分の財源につきましては、社会保険診療報酬支払基金の過年度精算金を充当をいたします。

次に、議案第50号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第2号）」）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の専決につきましては、建設企業債償還に係る補正でございます。

公共下水道事業債償還金において、43万9,000円の不足を生じたことから補正を行ったものでございます。

専決処分とした理由につきましては、償還日が平成20年3月31日に指定されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年3月26日付で専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第15から日程第17までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第2号）」）について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第48号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時53分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（専決第1号）」）について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第49号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時54分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第50号「専決処分承認を求めることについて(平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第2号))」について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第50号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

○議長(不老光幸議員) 日程第18、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」ご説明申し上げます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により、平成20年11月中旬をめぐりに本市内の別図1の区域内の字の区域に別図2

のように町の区域を設定する必要があるので、議会の議決を求めるものでございます。

本年3月定例議会におきまして、将来とも混乱せず、かつわかりやすい住所の表し方を目指して、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について議決をいただいておりますけれども、その後、町界、町名の変更（案）を太宰府市住居表示審議会に諮問し、諮問原案のとおり実施すべきものとの答申を受けましたので提案申し上げる次第でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、変更の請求が提出されており、公聴会を開催する必要があることから、直ちに質疑を行い、委員会付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

本案は環境厚生常任委員会に付託します。

ここで11時15分まで休憩をします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19から日程第24まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」から日程第24、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第52号から議案第57号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し

上げます。

後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者医療保険料の徴収について市民生活部の所管とするため、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第53号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員による審査が追加となったことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

全国的に暴力団員による殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、職員や住民に対する恫喝など様々な問題が発生していることから、国土交通省住宅局通知によりまして公営住宅における暴力団排除についての方針が示されたことから、本市におきましても通知の趣旨に基づき条例の一部を改正し、暴力団員の排除を進めるものでございます。

次に、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例も先ほどの議案第55号と同じく、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、同様の改正を行うため条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例も、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、同様の改正を行うため条文の整備をいたすものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月6日の本会議にて行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25から日程第27まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」から日程第27、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第58号から議案第60号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,916万7,000円を追加し、予算総額を182億2,216万円をお願いをするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、新規職員採用試験に要する費用、コミュニティバスの都府楼待機所整備工事費、本年10月から対象年齢を義務教育就学前に拡大する乳幼児医療などの公費医療制度改正に要する費用、その他、小・中学校の授業補助等を行う人材を学校に配置するための経費などを追加させていただいております。

また、あわせまして、史跡水辺公園と北谷運動公園の指定管理料の債務負担行為について補正をさせていただいております。

次に、議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ135万1,000円を追加をし、予算総額を34億1,696万7,000円をお願いをするものでございます。

歳出の内容といたしましては、産休代替嘱託職員の賃金及び、それに伴います保険料でございます。

歳入の内容といたしましては、一般会計よりの繰入金でございます。

次に、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、支出を146万2,000円増額し、総額11億6,900万円にするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の出産及び育児休業取得の間の代替職員として嘱託職員の任用を予定をしております、これに係る賃金及び法定福利費を計上をいたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月6日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時23分

~~~~~ ○ ~~~~~